

学童保育賠償責任保険仕様書

1 補償内容

施設の所有者・管理者が、当該施設の瑕疵（欠陥）や施設を拠点として施設の内外で行われる仕事の遂行に起因して生じた事故により、第3者の身体、生命を害し、又は財物を損壊したことについて負担する賠償責任保険

（1）期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

（2）保険料算定の人数 別紙のとおり

（3）填補額等

対人賠償	1名限度額	1億円
	1事故限度額	4億円
対物賠償	1事故限度額	1,000万円
免責金額	1事故につき	なし
初期対応費用		100万円
訴訟費用		100万円
人格権侵害費用	1名	100万円

＊ 上記額の条件以上とする。

（4）特記事項

平成28年9月整備の児童クラブから、時間帯により学校の施設部分を児童クラブで使用する方法をとる施設もあります（時間転用）。

スポーツ安全保険

○保険の内容

ア 保険料

1 人年間 800 円

イ 傷害保険金額

(ア) 死亡 30,000,000 円

(イ) 後遺障害 45,000,000 円

(ウ) 入院 1 日につき 4,000 円 (180 日まで)

(エ) 通院 1 日につき 1,500 円 (30 日まで)

ウ 賠償責任保険支払限度額

(ア) 対人・対物賠償合算 1 事故 5 億円

(イ) ただし、身体賠償は 1 人 1 億円

エ 突然死葬祭費用保険支払限度額 (急性心不全、脳内出血など)

突然死葬祭費用 1,800,000 円

オ 対象範囲 団体活動と、その往復中。

(ア) 小学校から児童クラブに登室するまでの事故・怪我。

(イ) 児童クラブから自宅に帰宅するまでの事故・怪我。

(ウ) 児童クラブでの、保育中の事故・怪我。

(エ) 児童クラブでの、児童の過失による施設の破損等。

カ 保険期間 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで。

途中加入の場合は、加入手続日 (※) の翌日 0 時から翌年 3 月 31 日まで。

※ 加入手続日とは、「掛金の払込日」又は「入依頼書及び団体員名簿を同封した封筒の消印日」のいずれか遅い日となります。